

119番通報

・119番通報は、福岡都市圏消防共同指令センター(福岡市消防局内)につながります。

通信員が質問しますので落ち着いて教えてください。

・消防指令センターでは場所が判明した時点で、直ちに最寄りの消防署から消防車・救急車を出場させます。

・119番受付時の口頭指導

消防指令センターでは、119番通報の受付時に、救急車が現場に到着するまでの間、通報者に電話口で心臓マッサージやAED等の応急処置を指導することがありますので、慌てずに落ち着いて指示に従ってください。

(口頭指導による応急処置により、命を取り留めた事例もあります。)



119番通報のしかた

消防指令センター	通報者	
	火災の場合	救急の場合
119番消防署です 火事ですか？ 救急車ですか？	火事です	救急車です
住所を教えてください (近くに何か目標はありますか？)	〇〇町××丁目△△番△△号です。 (アパート等の場合は〇〇アパート△階△号室です) 目標は「〇〇交差点、△△学校」です。	
(火災)何が燃えていますか？ (救急)どうされましたか？	・家が燃えています ・てんぷら鍋から火が出ました (何が、どこが燃えているかを教えてください)	・家族が倒れました ・交通事故で人がはさまれています (だれがどのような状態なのかを詳しく教えてください)
あなたのお名前と今お使いの電話番号を教えてください	消防太郎です 電話番号は123の4567です	
消防車(救急車)のサイレンが聞こえたら誘導してください	わかりました	

※いざという時に備え、電話機の近くに自宅の住所や電話番号などを書いたメモを備え付け、落ち着いて通報ができるように心がけてください。



携帯電話からの119番通報

119番通報時には、次のことについてご協力ください。

- ・住所や周囲にある目標物、交差点等を確認し通報してください。
- ・消防署から状況の確認などで通報された携帯電話に電話をすることがありますので、消防車や救急車が到着するまで電源を切らないでください。
- ・走行中は必ず安全な場所に停車してから通報してください。

ファックスでの119番通報(ファックス119)

[通報様式はここをクリック](#)

言葉や耳が不自由な方でも、ファックスを使用して119番通報ができます。

- ・用紙をセットし、局番無しで119番をダイヤルしてください。
- ・様式は消防本部ホームページからダウンロードできますが、任意のものでも構いません。
- ・電話による119番通報が困難な場合にご利用ください。
- ・いざという時に備えて、記入できる項目は、あらかじめ記入しておきましょう。

電子メールでの119番通報(メール119)

[届出書はここをクリック](#)

屋外及び屋内での急病、災害等突発的事態が発生した時の通報を支援する1つの手段として、災害通報困難者の方が携帯電話やインターネット端末機からメール機能を利用して119番通報ができます。

(利用対象者)

- ・粕屋南部消防組合管内に在住で、聴覚、音声、言語、そしゃく機能障害者等の会話による意思伝達が困難な人で身障者手帳の交付を受ける方が対象となります。

(利用手続)

- ・消防本部ホームページの申請書ダウンロードから「eメール119番利用申込・変更・利用取止届出書」を入手し、所要の事項を記載のうえ、消防本部警防課まで持参しお申し込みください。

(利用上の注意)

- ・電子メールは、電話通信又はインターネットの回線仕様状況及び保守管理等により遅延したり、届かない場合があります。
- ・あらかじめ届出された住所以外からの通報は、メールのやりとりにより通報場所を特定しますので、救急車、消防車の現場到着が遅れることがあります。

- ・メール119番通報後、粕屋南部消防本部から受付した旨の返信メールが届かない場合は、直ちに近くの人に助けを求めるなどの手段を講じてください。
- ・メール119番通報場所は、志免町、宇美町、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町に限ります。
- ・申込時に登録されたメールアドレス以外では、通報を受信することができません。アドレスや申込内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡し、変更届出をおこなってください。
- ・メール119番通報に伴う料金は利用者負担になります。
- ・申込時にお知らせするメール119専用のアドレスは、他に漏らさないでください。
- ・メール119番は、緊急通報用でありますので問い合わせ等に対応することはできません。

災害情報ダイヤルサービス

消防本部では災害情報ダイヤルを設置しています。

サイレンが聞こえたときは119ではなく、0180-999-909の災害情報ダイヤルをご活用ください。

※119番は、火事、救急等の緊急通報用の電話です。

119番の適正利用

①問い合わせは一般加入電話で

119番は火災や救急等を迅速に通報するための番号で、地域ごと回線数が限られています。

問合せの電話のために、本当に命にかかわる通報が受信できないこともあります。

119番は緊急通報専用の電話です。相談や問合せには応じていませんのでご理解願います。

(問い合わせ)

南部消防署(志免町) 092-935-5107

中部消防署(粕屋町) 092-938-3216



②救急車は本当に必要ですか?

救急出場件数が増加しています。救急出場件数が多くなれば、必然的に遠くの救急隊が出場する確率が高まるため、現場への到着時間が遅れてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等を利用してください。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうが良いと思ったときには、迷わず

119番通報をしてください。



③虚偽通報、いたずら119番は犯罪です

「火事です、早く来てください」

「けが人がいます、救急車をお願いします」

このような要請があり出場したが状況が確認できなく、通報者にも連絡が取れないなどといった虚偽通報で、消防車等が出場しているときに実際の災害が発生した場合、対応が遅れる可能性があります。

消防本部では虚偽通報、いたずら電話は厳しく対処するとともに、以下のような罰則があります。

- ・消防法第44条7の2(消防機関等への虚偽通報) → 30万以下の罰金又は拘留
- ・刑法第233条(偽計業務妨害) → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・軽犯罪法第1条第16号(虚偽の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出たもの) → 拘留または科料

消防指令センターで119番を受け付けると同時に、通報内容は録音されています。(一般加入電話での受け付けも録音させていただく場合があります)また、緊急回線であるため、非通知設定も無効となり電話番号を強制取得することができ、電話会社に協力を求め住所や所有者を特定することができます。

※誤って119番をしてしまったら「間違えました」と、ひと言伝えてください。よろしくお願いします。

お問合せ: 粕屋南部消防組合消防本部 警防課 TEL092-935-1088